

自己点検シート_ (21 看護小規模多機能型居宅介護)

事業所名	看護小規模多機能型居宅介護 よりあい処 かなう
点検者職・氏名	管理者 櫻裕子
点検年月日	令和6年 2月 21日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「該当なし」にチェックをしてください。

○質「●」は、運営指導において確認を行う、個別サービスの質に関する事項を指します。

○体制「●」は、運営指導において確認を行う、個別サービスの質を確保するための体制に関する事項を指します。

○「□」の項目は令和6年3月31日までに整備を要するものです。

○根拠条文について、下記のとおり記載しています。「条例」で「基準」を準用する項目は、「基準」と記載しています。

基準・・・「指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」

条例・・・「広島市指定サービス事業設備基準等条例」

平18老計・老振・老老発通知・・・「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」

平18厚告126・・・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

利用者等告示・・・「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(厚生労働省告示第94号)」

基準告示・・・「厚生労働大臣が定める基準(厚生労働省告示第95号)」

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
I 基本方針等								
●	●	1 基本方針	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっており、また、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立して、日常生活を営むことができるようするための援助を行っていますか。	基準第170条	・運営規程	✓		
		2 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のための措置の実施	事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じていますか。	条例第12条第3項	・研修記録	✓		

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
II 人員基準								
●	3	従業者の員数等 【サテライト型以外】	[介護の提供に当たる職員] 夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。	基準第171条	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・就業規則 ・賃金台帳等 ・利用者の登録状況、利用状況 	✓		
			訪問サービスについては、その提供に当たる従業者を常勤換算方法で2以上配置していますか。			✓		
			夜間及び深夜の時間帯の夜勤の員数1以上に加え、宿直1以上を配置していますか。			✓		
			宿泊サービスの利用者がいない場合であっても、宿直又は夜勤従業者を配置していますか。			✓		
			※夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するための連絡体制がある場合は、配置しないことができる。			✓		
			従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師となっていますか。			✓		
			[看護職員] 従業者のうち常勤換算で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(看護職員)となっていますか。 →常勤換算方法()人			✓		
			通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は看護職員ですか			✓		
			[介護支援専門員] 居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置していますか。(ただし、利用者の処遇に支障が無い場合は、他の職務等に従事することができる。)			✓		
介護支援専門員は以下の研修を修了していますか。 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	✓							

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●	●	3	<p>[事業者] 指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について、3年以上の経験を有していますか。</p>	基準第171条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<p>[本体事業所] 本体事業所(小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所)は、事業開始から1年以上の実績がありますか。 また、本体事業所の登録者数が登録定員の100分の70を超えたことがありますか。 本体事業所と密接な連携が確保できるよう、本体事業所との距離は、自動車等で20分以内の近距離ですか。 本体事業所1か所につき、サテライト事業所は2か所以内ですか。 →以下について記載してください。 ・本体事業所の事業運営期間(年 か月) ・本体事業所からの移動時間(分程度) ・本体事業所の他のサテライト事業所数(個所)</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<p>[介護の提供に当たる職員] 夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<p>訪問サービス従業者は、2以上配置していますか。(常勤換算2以上ではない。) ※本体事業所の訪問サービスと一体的に提供することができる。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<p>[看護職員] 看護職員の員数は常勤換算方法で1以上ですか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<p>夜間及び深夜の時間帯の夜勤の員数1以上に加え、宿直1以上を配置していますか。 →本体事業所の宿直職員がサテライト事業所の登録者の訪問サービス要請に対応できる場合は、宿直職員を配置しないことができる。 ※サテライト事業所の宿泊サービス利用者に対し、本体事業所で宿泊サービスを行うことはありますか。 →サービス提供の有無(有 ・ 無) 有の場合、利用者と本体事業所の従業員と交流方法等を記載してください。 ()</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<p>[介護支援専門員] 居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置していますか。 ※本体事業所の介護支援専門員により、サテライト事業所の登録者の居宅サービス計画の作成が適切に行われる場合、介護支援専門員を配置せず、以下の研修修了者を配置することができる。 →配置されている職員にチェックをしてください。 (<input type="checkbox"/> 介護支援専門員) (<input type="checkbox"/> 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修)</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果						
						適	不適	該当なし				
●	●	4	管理者は常勤専従職員を配置していますか。	基準第172条	・職員勤務表 ・職員名簿, 雇用契約書 ・資格を確認する書類	✓						
			管理者が他の職務等を兼務している場合、業務に支障はないですか。			✓						
			→ 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無 (有) ・当該事業所内で他職務と兼務している場合はその職種名 (看護師) ・事業所に併設又は同一敷地内にある介護第171条第7項に掲げる施設の種類及び名称 事業所名: (訪問看護ステーションかなう) 職務名: (看護師) 勤務時間: (8時30分～17時30分)									
			特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験がありますか。					✓				
			①次の研修を修了していますか。 ・認知症対応型サービス事業管理者研修(経過措置・みなし措置あり) →研修修了の場合、具体的内容を記載してください。 () 又は②保健師又は看護師ですか。				✓					
		4	管理者は常勤専従職員を配置していますか。【サテライト型以外】									
			管理者【サテライト型】									
			→不適の場合 本体事業所の管理者を充てることができますが、本体事業所の管理者が保健師又は看護師でない場合は、管理者は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していますか。									
		5	代表者	基準第173条	・資格を確認する書類	✓						
			事業者の代表者又は地域密着型サービスの事業部門の責任者などは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験がありますか。									
			①次のいずれかの研修を修了していますか。 ・痴呆介護実務者研修(基礎課程又は専門課程)(H16年度まで実施) ・認知症介護実践者研修又は実践リーダー研修(H17年度以降) ・認知症高齢者グループホーム管理者研修(H17年度実施) ・認知症介護指導者研修 ・認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 ・認知症対応型サービス事業開設者研修(平成18年度以降) 又は②保健師又は看護師ですか。					✓				

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
Ⅲ 設備基準								
●		6 登録定員	登録定員は29人(サテライト型にあっては18人)以下ですか。	基準第174条	・利用者の登録状況, 利用状況	✓		
			通いサービスの利用定員は、以下の範囲内ですか。 登録定員25人以下:登録定員の1/2以上15人以下 登録定員26~27人:16人 登録定員28人:17人 登録定員29人:18人 (サテライト型:12人)			✓		
			宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の1/3以上9人(サテライト型にあっては6人)以下ですか。			✓		
●		7 設備及び備品等	居間, 食堂, 台所, 宿泊室, 浴室を有していますか。また, 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要なその他の設備・備品を備えていますか。	基準第175条第1項	(目視により確認)	✓		
			【居間及び食堂】 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる広さを確保できていますか。	基準第175条第2項		✓		
			【宿泊室】 宿泊室の定員は1人ですか。また床面積は7.43平方メートル以上になっていますか。			✓		
			【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】 消防法その他法令等に規定された設備は確実に設置されていますか。	平11企老25第3六 2(3)		✓		
Ⅳ 運営基準								
●		8 内容及び手続きの説明及び同意	事業所の概要, 重要事項(※)について記した文書を交付し, 利用申込者又はその家族に対し説明を行い, 利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要, 勤務体制, 事故発生時の対応, 苦情処理の体制, 第三者評価の実施状況(実施の有無, 実施した直近の年月日, 実施した評価機関の名称, 評価結果の開示状況)等利用者のサービス選択に資すると認められる事項	基準第3条の7	・重要事項説明書 ・利用申込書(契約書等) ・同意に関する記録	✓		
		9 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していませんか。	基準第3条の8	・要介護度の分布がわかる資料	✓		
		10 サービス提供困難時の対応	サービス提供が困難な場合, 当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡, 適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに行っていますか。	基準第3条の9		✓		
●		11 受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で, 被保険者資格, 要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。	基準第3条の10	・利用者に関する記録	✓		
			被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは, サービス提供に際し, その意見を考慮していますか。					✓
		12 要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合は, 要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。	基準第3条の11	・利用者に関する記録	✓		
			要介護認定の更新の申請が, 遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう, 必要な援助を行っていますか。			✓		
●		13 心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて, 利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	基準第68条	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の要点	✓		

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果				
						適	不適	該当なし		
		14 居宅サービス事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	基準第69条	・情報提供に関する記録 ・利用者の個別記録 ・指導、連絡等の記録 ・終了に際しての注意書	✓				
		15 身分を証する書類の携行	従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	基準第70条	・身分を証する書類	✓				
●		16 サービスの提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はサービス利用票等に記録していますか。	基準第3条の18	・居宅サービス計画 ・サービス利用票 ・業務日誌 ・サービス提供票・別表	✓				
			介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供していますか。			✓				
●		17 利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	基準第71条	・サービス提供票、別表 ・領収書控	✓				
			法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。			✓				
			上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。 ①通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ②通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合の交通費 ③食事の提供に要する費用 ④宿泊に要する費用 ⑤おむつ代 ⑥サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用			✓				
			前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。			✓				
			サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。			介護保険法第41条第8項	・領収書控	✓		
			上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。			介護保険法施行規則第65条	・領収書控	✓		
							18 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者へ交付していますか。	基準第3条の20	・サービス提供証明書控
●		19 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	基準第176条	・看護小規模多機能型居宅介護計画書 ・利用者の個別記録 ・運営規程 ・外部評価及び自己評価の記録	✓				
			自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。			✓				

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
						適	不適	該当なし	
20	指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱い方針	利用者の心身の状況等を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、妥当適切にサービスを提供していますか。	基準第177条	・看護小規模多機能型居宅介護計画 ・居宅サービス計画書 ・利用者に関する記録 ・業務日誌	✓				
		利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していますか。			✓				
		サービスの提供に当たっては、個別計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びそのものが日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。			✓				
		サービスの提供に当たって、懇切丁寧に利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明をしていますか。			✓				
		サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。	基準第177条	・看護日誌 ・利用者に関する記録 ・身体拘束に関する記録	✓				
		《身体拘束禁止の対象となる具体的行為》 身体拘束ゼロへの手引きより							
		①徘徊をしないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥車いすやベッドから落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。							
		上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※2年間保存	基準第177条	・身体拘束に関する記録	✓				
		通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。	基準第177条	・看護小規模多機能型居宅介護計画 ・居宅サービス計画書 ・利用者に関する記録 ・業務日誌	✓				
		登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行っていますか。			✓				
		看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、又は看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるものですか。			✓				
		看護サービスの提供に当たっては、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。特殊な看護を行っていますか。			✓				
サービスの提供に当たって、懇切丁寧に利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明をしていますか。	✓								
通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはいませんか。	✓								

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		21 主治の医師との関係	<p>常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう管理していますか。</p> <p>看護サービスの開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。</p> <p>主治医に看護小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、密接な連携を図っていますか。</p> <p>※医療機関が当該事業所を運営する場合、主治医の文書指示、サービス計画、訪問看護報告書の提出は診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。</p>	基準第178条	・主治医の意見書	✓		
		22 居宅サービス計画の作成	<p>管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p>介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っていますか。</p>	基準第74条		✓		
		23 法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市町村(国民健康保険連合会)へ居宅サービス計画において法定代理受領サービスとして位置づけた者の情報を記載した文書を提出していますか。	基準第75条	・給付管理票	✓		
		24 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者から申出があった場合、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	基準第76条	・居宅サービス計画書	✓		
●		25 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成	<p>管理者は、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライトにあつては研修修了者)に、登録者の看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p>介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たって、看護師と密接な連携を図っていますか。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保ができていますか。</p> <p>介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、目標や具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成していますか。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得て、交付していますか。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護計画作成後も、計画の実施状況や利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更をしていますか。</p> <p>看護師等は、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成していますか。</p> <p>※医療機関が当該事業所を運営する場合、看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。</p>	基準第179条	<p>・看護小規模多機能型居宅介護計画書</p> <p>・居宅サービス計画書</p> <p>・利用者の個別記録</p> <p>・サービス担当者会議の要点</p>	✓	✓	✓

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●		26 介護等	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者が自主性を保ち、意欲的に日々の生活が送れるよう、適切な技術をもって行っていますか。	基準第78条	・利用者に関する記録 ・看護小規模多機能型居宅介護計画書	✓		
			利用者の負担によって、介護従業者以外の者による介護を行わせていませんか。			✓		
			良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう、利用者とともに、食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うよう努めていますか。			✓		
		27 社会生活上の便宜の提供等	利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。	基準第79条	・利用者に関する記録 ・看護小規模多機能型居宅介護計画書	✓		
			日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等、必要に応じて同意を得た上で代わりに行っていますか。			✓		
			利用者の家族に対し、会報の送付、行事への参加の呼びかけ等、利用者と家族の交流の機会を確保するよう努めていますか。			✓		
			利用者が日常生活を営むために必要な金銭管理等を利用者に代わって行う場合は、管理等を適切に行うための規程を定めていますか。	条例第12条第3項	・金銭管理規程 ・金銭管理に関する記録等	✓		
		28 利用者に関する市町村への通知	利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護等状態の程度を増進させたと認められるときは、その旨を市町村に通知していますか。	基準第3条の26	・市町村に送付した通知に係る記録			✓
			利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、その旨を市町村に通知していますか。					✓
●		29 緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	基準第180条	・緊急連絡体制表 ・業務日誌	✓		
			当該従業者が看護職員である場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。			✓		
		30 管理者等の責務	管理者は、介護従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	基準第28条	・組織図、組織規程 ・業務分担表 ・業務日誌	✓		
			介護従業者に必要な指揮命令を行っていますか。			✓		
●		31 運営規程	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。	基準第81条 条例第12条第3項	・運営規程	✓		
			①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定通所介護の利用定員 ⑤指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項			✓		

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			<p>上記のほか、以下の事項を運営規程に定めていますか。</p> <p>①利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項</p>	条例第12条第3項		✓		

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●	●	32 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制(日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等)を定めていますか。	基準第30条第1項	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 (原則として月ごと)	✓		
			事業所の従業者によってサービスを提供していますか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務は、この限りではありません。	基準第30条第2項	・勤務表 ・雇用契約書	✓		
			介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 その際、全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 【「その際」以降はR6.3.31までは努力義務】	基準第30条第3項	・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料	✓		
			職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	基準第30条第4項		✓		
			管理者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。	条例第12条第3項	・研修計画 ・研修報告書等研修資料	✓		
●	●	33 定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスを提供していませんか。 (ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。)	基準第82条	・利用者名簿 ・運営規程	✓		
●	□	34 業務継続計画の策定等 (経過措置 R6.3.31までは努力義務)	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定していますか。 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	基準第3条の30の2	・業務継続計画 ・研修・訓練記録	✓ ✓		
●	●	35 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画(※)を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 夜間を想定した避難訓練を実施していますか。 非常災害時に想定される収容人数に対し、概ね3日分を目安として、水、食料品等の備蓄を行っていますか。 非常災害時に地域住民との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めていますか。 ※消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画。	基準第82条の2 条例第12条第3項	・消防計画 ・風水害、地震等の災害に対処するための計画 ・避難訓練等の実施記録 ・備蓄品	✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓		

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		36 協力医療機関等	<p>利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。</p> <p>あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p>サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。</p>	基準第83条	<ul style="list-style-type: none"> 協力医療機関との契約書 協力歯科機関との契約書 緊急時対応に係る特養等との契約書等 	✓		
		37 衛生管理等 (経過措置 R6.3.31までは努力義務)	<p>利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p>食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、密接な連携を図っていますか。</p> <p>特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じていますか。</p> <p>事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>①当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>②当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	基準第33条	<ul style="list-style-type: none"> 水質検査等の記録 受水槽、浴槽の清掃記録 衛生管理マニュアル等 研修等参加記録 指導等に関する記録 感染症対策マニュアル等 議事録等 感染症の予防及びまん延防止指針 研修・訓練の記録 	✓		
		38 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	基準第3条の32		✓		
		39 秘密保持等	<p>従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p>	基準第3条の33	<ul style="list-style-type: none"> 就業時の取り決め等の記録 利用者及び家族の同意書 	✓		
		40 広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。	基準第3条の34	・広告物			✓
		41 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準第3条の35		✓		

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●	42	苦情処理	提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	基準第3条の36 予防基準第36条	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録 ・市町への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書 	✓		
			苦情件数：3件程度 苦情相談窓口の設置：有 相談窓口担当者：金築久美、鏑鍋有希恵					
			苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。			✓		
			苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしていますか。			✓		
			苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。			✓		
			提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出等に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。			✓		
			市町村からの求めがあった場合には改善内容を市町村に報告していますか。			✓		
提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。			✓					
国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。			✓					
43	調査への協力等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	基準第84条		✓			
●	44	地域との連携等	サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。	基準第34条	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流に関する記録 ・運営推進会議の記録 ・外部評価の結果 	✓		
			運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。			✓		
			報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。 ※2年間保存			✓		
			事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。			✓		
			事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。			✓		
			事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。					✓
			年1回以上は自己評価を行っていますか。			✓		
自己評価結果について、運営推進会議において、第三者の観点から外部評価を行っていますか。	✓							
					<ul style="list-style-type: none"> ・概況説明 ・パンフレット等 			✓
					<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価及び自己評価の記録 	✓		

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		45 居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が他の施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。	基準第86条		✓		
	●	46 事故発生時の対応	<p>利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。(過去に事故が発生していない場合、発生したときに備えて、あらかじめ対応方法を策定し、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡や、必要な措置、事故の状況・処置について記録をする体制を整えていますか。)</p> <p>→事故事例の有無：有・無</p> <p>利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。(賠償すべき事故が発生したことがない場合、損害賠償を速やかに行える体制を整えていますか。)</p> <p>→損害賠償保険への加入：有・無</p> <p>事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。(過去に事故が生じていない場合、事故に備えて対策を講じていますか。)</p>	基準第3条の38	<p>・事故対応マニュアル</p> <p>・事故に関する記録</p> <p>・事故発生報告書</p>	✓		
					・損害賠償関係書類			✓
					・事故再発防止検討記録	✓		
	●	47 虐待の防止 (経過措置 R6.3.31までは努力義務)	<p>当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、当該事業所の従業者に周知徹底していますか。</p> <p>当該事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>当該事業所の介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。</p> <p>上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。</p>	基準3条の38の2	<p>・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの(議事録等)</p> <p>・虐待の防止のための指針</p> <p>・研修記録</p> <p>・担当がわかるもの</p>	✓	✓	✓
	□							
		48 会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	基準第3条の39	・会計関係書類	✓		
	●	49 記録の整備	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、規則に定める日から2年間保存していますか。</p> <p>①看護小規模多機能型居宅介護計画（計画期間の終了日から）</p> <p>②提供した具体的なサービス内容等の記録（計画期間の終了日から）</p> <p>③市町村への通知に係る記録（対応終了日から）</p> <p>④苦情の内容の記録（対応終了日から）</p> <p>⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（対応終了日から）</p> <p>また、上記のうち、以下の記録は5年間保存していますか。</p> <p>①看護小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>②利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③その他サービス提供に関する記録</p>	基準第87条	<p>・職員名簿・設備台帳</p> <p>・会計関係書類</p> <p>・看護小規模多機能型居宅介護計画書</p> <p>・サービス提供記録</p> <p>・市町村への通知に係る記録</p> <p>・苦情の記録</p> <p>・事故の記録</p>	✓		
				条例第12条第3項	<p>・看護小規模多機能型居宅介護計画書</p> <p>・サービス提供記録等</p>	✓		

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
V 変更の届出等								
		50 変更の届出等	<p>事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該夜間対応型訪問介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を本市に届け出ていますか。</p> <p>・事業所の名称及び所在地 ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・事業所の平面図及び設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・運営規程 ・夜間対応型訪問介護費の請求に関する事項 ・役員の氏名、生年月日及び住所</p>	介護保険法第78条の5	・届出書類の控			✓
VI-1 介護給付費関係								
		51 基本的事項	<p>看護小規模多機能型居宅介護に要する費用の額は、平18厚告126の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。</p> <p>ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、市町村長に事前に届出を行った場合は、この限りではありません。</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護に要する費用の額は、平27厚告93の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。</p> <p>1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。</p>	<p>平18厚告126号の一</p> <p>平18厚告126号の二</p> <p>平18厚告126号の三</p>	<p>・看護小規模多機能型居宅介護計画 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表</p>	✓		✓
		52 同一建物の減算	<p>事業所の所在する建物と(※)同一建物に居住する登録者について、看護小規模多機能型居宅介護費イ(2)に定める単位数を算定していますか。</p> <p>(※)同一建物の定義 当該事業所と構造上又は外形上一体的な建築物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に当該事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。また、ここでいう同一建物については、当該建物の管理、運営法人と当該事業所の法人が異なる場合であっても該当する。</p>	平18厚告126別表8イ注2	・利用者に関する記録 ・送迎記録			✓
		53 短期利用居宅介護費	<p>基準告示(※)に適合する場合、所定の単位数を算定していますか。</p> <p>※基準告示 五十四 ・登録者数が登録定員未満であること ・緊急に利用する必要性があり、予め7日以内の利用期間を設定すること ・利用回数過小減算を適用されていないこと</p>	平18厚告126号別表8ロ注3				✓
		54 定員超過利用	<p>月平均の登録者数が運営規程に定められている登録定員を超える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p>※当該月の全登録者数の延数を当該月の日数で除して得た数とする。(小数点以下切り上げ)</p>	平18厚告126別表4イロ注1,注2,注3	・利用者の数がかかる書類			✓

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		55 人員基準を満たさない状況で提供された看護小規模多機能型居宅介護	人員基準に定める員数の介護従業員が配置されていない状況で行われた看護小規模多機能型居宅介護については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 ◆一月の平均で、人員基準上1割を超えて減少した場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算(所定単位数の70%を算定する) 当該月に配置された職員の勤務延時間数 < 0.9	平18厚告126 別表4イ口注1 注1,注2,注3	・利用者の数が分かる書類 ・職員勤務表	✓		
		56 サービス提供が過少である場合の減算	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。	平18厚告126 号 別表8イ注4	・利用者に関する記録 ・サービス提供の記録 ・業務日誌	✓		
		57 サテライト体制未整備減算	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、基準告示(※)に適合しているものとして市町村に届出をしている場合にあつては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。	平18厚告126 号 別表8イ注5				✓
		※基準告示七十五	前3月における利用者の総数のうち看護サービスを提供した利用者の割合が100分の30未満であること 前3月における利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が100分の30未満であること 前3月における利用者の総数のうち特別管理加算を算定した利用者の割合が100分の5未満であること					✓ ✓ ✓
		58 サービス種類相互の算定関係	登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、算定していませんか。	平18厚告126 号 別表8イ注9	・居宅サービス計画 ・看護小規模多機能型居宅介護計画書 ・サービス提供票、別表	✓		
		59 二以上の事業所からのサービス提供	登録者が一の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、看護小規模多機能型居宅介護費は算定していませんか。	平18厚告126 号 別表8イ注10				✓
		60 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	平24厚告120号に定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか。 平21厚告83号・一に定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算していますか。 ※当該加算を算定する場合は、利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行うこと。	平18厚告126 号 別表8イ注6 平18厚告126 号 別表8イ口注7	・利用者の同意の記録			✓ ✓
		61 通常の事業の実施地域を越えて介護を行った場合	平21厚告83号・二に定める地域に居住している登録者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合、所定単位数の100分の5の単位数を加算していますか。	平18厚告126 号 別表8イ注8				✓

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
						適	不適	該当なし	
		62 訪問看護体制減算	基準告示(※)に適合しているものとして市町村長へ届け出た事業所について、要介護1～3 925単位/月、要介護4 1,850単位/月、要介護5 2,914単位/月を所定単位数から減算していますか。	平18厚告126号 別表8イ注11				✓	
		※基準告示 七十五	前3月における利用者の総数のうち看護サービスを提供した利用者の割合が100分の30未満であること					✓	
			前3月における利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が100分の30未満であること					✓	
			前3月における利用者の総数のうち特別管理加算を算定した利用者の割合が100分の5未満であること					✓	
		63 医療保険の訪問看護実施時の減算	利用者の主治の医師が、末期の悪性腫瘍その他利用者等告示(※)で定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合、要介護1～3 925単位/月、要介護4 1,850単位/月、要介護5 2,914単位/月を所定単位数から減算していますか。	平18厚告126号 別表8イ注12			✓		
			利用者の主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示を行った場合、指示日数に要介護1～3 30単位、要介護4 60単位、要介護5 95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算していますか。	平18厚告126号 別表8イ注13			✓		
		※利用者等告示 五十一	多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態						
		64 初期加算	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、1日につき30単位を加算していますか。	平18厚告126号 別表8ハ	・利用者に関する記録			✓	
		65 認知症加算	利用者等告示で定める登録者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 (1)認知症加算(Ⅰ) 800単位 (2)認知症加算(Ⅱ) 500単位	平18厚告126号 別表8二 利用者等告示 三十八	・利用者に関する記録			✓	
		認知症加算(Ⅰ)	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当する者)					✓	
		認知症加算(Ⅱ)	要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅡに該当する者)				□	□	□
		66 認知症行動・心理症状緊急 対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。	平18厚告126号 別表8ホ	・居宅サービス計画書 ・看護小規模多機能型居宅介護計画書 ・介護給付費請求書 ・入所者に関する記録			✓	
		67 若年性認知症 利用者受入加算	基準告示に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対して、サービスを行った場合は、1月につき800単位を加算していますか。ただし、認知症加算を算定している場合は算定しない。	平18厚告126号 別表8へ	・利用者に関する記録			✓	
		利用者等告示 十八	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていますか。					✓	

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		68 栄養アセスメント加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。)を行った場合は、1月につき50単位を加算していますか。 ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。	平18厚告126 別表8ト	・利用者に関する記録			✓
		当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。						✓
		利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対して結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。						✓
		利用者ごとの栄養状態等の情報を「科学的介護情報システム(LIFE)」を通じて厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。						✓
		定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。						✓
		留意事項	①利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。					
			②当該事業所の職員として、又は外部(他の事業所(栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。					

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		69 栄養改善加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として、1回につき200単位を加算していますか。 ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。	平18厚告126 別表8チ	・利用者に関する記録 ・職員勤務表 ・栄養ケア計画書 ・評価、モニタリング結果			✓
			当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。					✓
			利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。					✓
			利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。					✓
			利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。					✓
			利用定員・人員基準に適合している事業所であること。					✓
		留意事項	<p>①利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</p> <p>②当該事業所の職員として、又は外部(他の事業所(栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養士を1名以上配置し行うものであること。</p> <p>③栄養改善加算を算定できる利用者は、次のいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とする。こと。 <ul style="list-style-type: none"> ・BMIが18.5未満である者 ・1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 ・血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ・食事摂取量が不良(75%以下)である者 ・その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 </p>					

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		70 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を加算していますか。</p> <p>(ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。)</p> <p>(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位 (2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位</p>	平18厚告126別表8 ^リ	・利用者に関する記録			✓
		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	<p>①利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合は、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>②利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(低栄養状態の場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>③定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>					✓
		※いずれにも適合すること	<p>④算定日の属する月が、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月である。</p> <p>イ 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月である。</p>					✓
		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	<p>⑤次のいずれにも適合すること</p> <p>ア 上記の①及び③に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 算定日の属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは前項の栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>ウ 算定日の属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではない。</p>					✓
		※⑤又は⑥のいずれかに適合すること	<p>⑥次のいずれにも適合すること</p> <p>ア 上記の②及び③に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 算定日の属する月が、次のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養アセスメント加算を算定していない。 ・当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではない。 ・当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスが終了した日の属する月である。 					✓

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		71 口腔機能向上加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下、口腔機能向上サービスという。)を行った場合は、次に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として、1回につき次に掲げる単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p> <p>(1)口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位 (2)口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位</p>	平18厚告126別表8又	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 ・職員勤務表 ・口腔機能改善管理指導計画書 ・評価、モニタリング結果 			✓
		(1)口腔機能向上加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	<p>①言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>②利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>③利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること</p> <p>④利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>⑤利用定員・人員基準に適合している事業所であること。</p>					✓
		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	<p>⑥上記の①～⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>⑦利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を「科学的介護情報システム(LIFE)」を通じて厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること</p>					✓
		留意事項	<p>ア 利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</p> <p>イ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 ・基本チェックリストの口腔機能に関連する(13),(14),(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 ・その他口腔機能の低下している者又はそのおそれがある者 					
		72 退院時共同指導加算	<p>病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者は2回)に限り、600単位を加算していますか。</p>	平18厚告126号別表8ル 利用者等告示五十三	<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護報告書 			✓
			<p>※指導内容を文書で提供していること。また、指導の内容を訪問看護記録書に記載すること。</p> <p>【1人の利用者につき、1事業所のみ算定可】 【初回加算を算定していないこと】</p>					

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		73 緊急時訪問看護加算	別の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき574単位を加算していますか。 ※訪問看護サービスを行う場合に限る。	平18厚告126号 別表8㉞	・加算算定の説明と同意の記録 ・看護小規模多機能型居宅介護計画	✓		
		74 特別管理加算	指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、利用者等告示の区分(※)に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ※訪問看護サービスを行う場合に限る。 【1人の利用者につき、1事業所のみ算定可】 【同月に、医療保険の「特別管理加算」は算定できない。】 (1)特別管理加算(Ⅰ) 500単位 (2)特別管理加算(Ⅱ) 250単位	平18厚告126号 別表8㉞ 利用者等告示五十四	・サービス提供記録	✓		
		特別管理加算(Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態の在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態等にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合					✓
		特別管理加算(Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態の上記①以外に該当する状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合			✓		

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		75 ターミナルケア加算	<p>在宅又は看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、基準告示(※1)に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他利用者等告示(※2)で定める状態にあるものに対しては1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)には、当該者の死亡月につき2,000単位を加算していますか。</p> <p>※訪問看護サービスを行う場合に限る。 【1人の利用者につき1事業所のみ算定可】 【同月に、訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に、医療保険の「訪問看護ターミナルケア療養費」及び訪問看護・指導料における「在宅ターミナルケア加算」は算定できない。】</p>	<p>平18厚告126号 別表8カ</p> <p>基準告示七十七</p> <p>利用者等告示五十五</p>	<p>・看護小規模多機能型居宅介護報告書</p> <p>・ターミナルケアに係る利用者の身体状況の記録</p> <p>・ターミナルケアに係る計画</p>			✓
		※1基準告示七十七 ※いずれの基準にも適合すること。	<p>イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していますか。</p> <p>ロ 主治の医師との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていますか。</p> <p>ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていますか。</p>					✓
		※2利用者告示五十五 ※いずれかに該当する状態	<p>イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシヤイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸けい髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態</p> <p>ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態</p>					✓
		76 看護体制強化加算	<p>基準告示に適合しているものとして市町村長へ届け出た事業所が、医療ニーズの高い利用者へのサービス提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) 3,000単位 (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) 2,500単位</p>	<p>平18厚告126号 別表8ヨ</p>				
		看護体制強化加算(Ⅰ) 基準告示七十八 ※次のいずれにも適合すること	<p>(1) 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の80以上ですか。</p> <p>(2) 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上ですか。</p> <p>(3) 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上ですか。</p> <p>(4) 算定日が属する月の前12月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上ですか。</p> <p>(5) 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていますか。</p>					✓
		看護体制強化加算(Ⅱ) 基準告示七十八	<p>上記(1)～(3)までのすべてに適合していますか。</p>					✓

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		77 訪問体制強化加算	基準告示に適合するものとして市町村長に届け出た事業所が、登録者の居宅における生活を継続するためのサービス提供体制を強化した場合は、1月につき1,000単位を加算していますか。	平18厚告126 別表8タ	・勤務形態一覧表 ・訪問回数がかかる資料			
		基準告示五十五 ※次のいずれにも該当すること	訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置すること。 1月当たりの延べ訪問回数が200回以上であること。 ただし、同一建物の集合住宅等(養護老人ホーム等)へのサービス提供がある場合、複合型サービス費イ(1)を算定している登録者が全登録者の100分の50以上であり、イ(1)を算定する登録者への延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。					✓
		78 総合マネジメント体制強化加算	基準告示に適合することとして市町村長へ届け出た事業所が、サービスの質を継続的に管理した場合、1月につき1,000単位を加算していますか。	平18厚告126号 別表8レ	・看護小規模多機能型居宅介護計画 ・地域の行事や活動への参加がかかる資料			
		基準告示七十九 ※次のいずれにも該当すること	利用者の心身の状況又はその家族の環境変化に応じて、随時、多職種で連携し看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。			✓		
			地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に当該事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。			✓		
			利用者の地域の活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域行事等に積極的に参加していること。			✓		
		79 褥瘡マネジメント加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算していますか。 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)の併給は不可 ・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3単位 ・褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 10単位	平18厚告126号 別表8ソ	・看護小規模多機能型居宅介護計画 ・入所者に関する記録			✓
		褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	①入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。			✓		
			②上記①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。			✓		
			③入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。			✓		
			④上記①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。			✓		
		褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	⑤上記の①～④のいずれにも適合すること。			✓		
			⑥上記①の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生のないこと。			✓		

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		80 排せつ支援加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ・排せつ支援加算(Ⅰ) 10単位 ・排せつ支援加算(Ⅱ) 15単位 ・排せつ支援加算(Ⅲ) 20単位	平18厚告126号別表8ツ	・排せつ状態スクリーニング・支援計画書 ・入所者に関する記録			✓
		排せつ支援加算(Ⅰ)	①入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも6月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を科学的介護情報システム(LIFE)により厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。					✓
		※いずれにも適合すること	②①の評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。					✓
			③①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。					✓
		排せつ支援加算(Ⅱ)	④上記の①から③までのいずれにも適合すること。					✓
		※いずれにも適合すること	⑤次のいずれかに適合すること。 (一)①の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。 (二)①の評価の結果、施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減にものについて、おむつを使用しなくなったこと。					✓
		排せつ支援加算(Ⅲ)	⑥上記の①から③まで並びに⑤の(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。					✓
		81 科学的介護推進体制加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を加算していますか。	平18厚告126別表別表8ネ		✓		
			利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、科学的介護情報システム(LIFE)を用いて厚生労働省に提出していること。			✓		
			必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、前項に規定する情報その他指定看護小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。			✓		

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		82 サービス提供体制強化加算	<p>基準告示に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、登録者に対し、サービス提供を行った場合は、次に掲げる区分に従い所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 看護小規模多機能型居宅介護費イ(1月につき) ① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750単位 ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640単位 ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位</p> <p>(2) 看護小規模多機能型居宅介護費ロ(1日につき) ① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 25単位 ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 21単位 ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位</p>	平18厚告126号 別表8ナ 基準告示五十七	<ul style="list-style-type: none"> 職員勤務表 職員に関する記録 常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均の記録 従業員ごとの研修計画 定期会議の会議録 			✓
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画(個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めたもの)を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。					✓
			利用者に関する情報や留意事項(※)の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的(1月に1回以上)に開催していること。					
			※利用者に関する情報や留意事項 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の状況 ・家庭環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項					✓
			次の①～②のいずれかに適合すること。					✓
			① 事業所の従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。					✓
			② 事業所の従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。					✓
			定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。					✓
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	事業所の従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。					✓
			指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。					✓
			利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的(1月に1回以上)に開催していること。					✓
			定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。					✓
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※いずれにも適合すること	次の①～③のいずれかに適合すること。					✓
			① 事業所の従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。					✓
			② 事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。					✓
			③ 事業所の従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。					✓
			指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。					✓
			利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的(1月に1回以上)に開催していること。					✓
			定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。					✓

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		83	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1)～(6)及び(7)①②③の全て、並びに(8)を満たす場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の102に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1)～(6)及び(7)①②の双方、並びに(8)を満たす場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の74に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1)～(6)及び(7)①②のいずれか、並びに(8)を満たす場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の41に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (1)～(6)及び(7)①、(7)②、(8)のいずれかを満たす場合 加算（Ⅲ）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (1)から(6)を満たす場合 加算（Ⅲ）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	<p>平18厚告126号 別表4ラ</p> <p>(R4.3.31 廃止)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員処遇改善計画書 賃金台帳、給与明細書 実績報告書 研修計画書、研修記録 介護給付費明細書・請求書 労働保険料の納付 職員への周知の記録等 	✓		
		(Ⅰ)～(Ⅴ)共通の要件	<p>(1)介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2)当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</p> <p>(3)介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>(4)当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>(5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6)労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>			□	□	□

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			(7)①キャリアパス要件Ⅰ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。 c a及びbの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。			✓		
			(7)②キャリアパス要件Ⅱ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び研修機会の提供、技術指導等の実施又は資格取得のための支援に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。			✓		
			(7)③キャリアパス要件Ⅲ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けていること。 b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。			✓		
			(8)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善を除く。)及び介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。			✓		
		84	介護職員等特定処遇改善加算 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。(ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。) (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の15に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の12に相当する単位数	平18厚告126号別表4ム	・ 介護職員等特定処遇改善計画書 ・ 賃金台帳、給与明細書 ・ 実績報告書 ・ 研修計画書、研修記録 ・ 介護給付費明細書・請求書 ・ 職員への周知の記録等	✓		
		賃金改善以外の要件 加算の算定区分及び要件	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)…①～④のすべてを満たす場合に算定する。 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)…②～④のすべてを満たす場合に算定する。 (3) ②～④のいずれかを満たさない場合は、介護職員等特定処遇改善加算の算定は行えない。			✓		
			① 介護福祉士の配置等要件 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ているか。			✓		
			② 処遇改善加算要件 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定しているか。			✓		
			③ 職場環境等要件 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善の内容(賃金改善を除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知しているか。 この処遇改善については、複数の取組を行うこととし、令和3年度においては、介護職員等特定処遇改善計画書の4の表の6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれの区分で1つ以上の取組を行っているか。			✓		
			④ 見える化要件 特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表しているか。(当該要件については令和3年度は算定要件とはされない。) a 介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載しているか。 b 介護サービスの情報公表制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表しているか。 c a又はbを行っていない場合は、施設の建物で、外部から見える場所へ掲示しているか。			✓		

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果				
						適	不適	該当なし		
		①賃金改善の対象となるグループ	事業所の職員を、次のa～cのグループに適切に分類しているか。			✓				
			a 経験・技能のある介護職員 介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者（具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定する）			✓				
			b 他の介護職員 経験・技能のある介護職員を除く介護職員			✓				
			c その他の職種 介護職員以外の職員			✓				
		②事業所における配分方法	①のa～cそれぞれにおける平均賃金改善額等について、次のとおりとなっているか。（a～c内での一人ひとりの賃金改善額は柔軟な設定が可能）				✓			
			①のaの「経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円（賃金改善実施期間における平均。以下同じ。）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上となっているか。（改善前の賃金が年額440万円以上の者がいる場合にはこの限りでない）。 例外的に当該賃金改善等が困難な場合は、次に掲げるような合理的な理由があるか。 ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合 ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合 ・ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合				✓			
			当該事業所における①のaの「経験・技能のある介護職員」の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、①のbの「その他の介護職員」の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っているか。					✓		
			①のbの「他の介護職員」の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、①のcの「その他の職種」の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上か。（その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでない。）					✓		
			①のcの「その他の職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと（賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない。）					✓		
		③賃金改善の実施	特定処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準と、特定処遇改善加算を取得し実施される賃金水準の差（賃金改善額）が、特定処遇改善加算の取得額以上となっているか。（この賃金改善は、現行の介護職員処遇改善加算による賃金改善と区別し、判断する。）				✓			
85	基本報酬に係る経過措置	令和3年9月30日までの間は、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の所定単位数の1001/1000に相当する単位数を算定する。	平12厚告19 令3改正附則 第12条			✓				